

## 恵那市保育教諭修学資金貸付者募集要項

恵那市では、保育人材の確保を目的に、将来恵那市内のこども園等で勤務する意思のある学生の修学を支援するために修学資金の貸付けを実施します。

この貸付金は、養成施設卒業後、直ちに保育教諭として恵那市内（規則に定める市内の認定こども園等）で5年間保育業務に従事する等、返還免除要件を満たした場合、返還が免除されます。

### 1 募集期間

別に定める期間（4月予定）

※市ホームページ等で募集を行います。

### 2 募集人員

5人程度（予算の範囲内）

### 3 貸付額

月額3万円（無利息）※正規の修学期間が終了するまで

### 4 対象者（次のすべてに該当する方）

①大学等で幼稚園教諭・保育士の養成課程に在学している方

・市内に住民票がない方も応募できます。

・卒業時に幼稚園教諭免許、保育士資格の両免許・資格を取得していることが必要です。

②卒業後、規則に定める市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育事業所に保育教諭又は保育士として勤務し、引き続き5年以上勤務する意思のある方。

③他市町村の保育所等への就業や他の職業になることが義務付けてある貸付制度等を利用していない方。

### 5 申請方法

貸付を希望する方は、恵那市教育委員会事務局幼児教育課に申請してください。

（様式は恵那市ホームページからダウンロードしてください。）

●提出する書類

①「恵那市保育教諭修学資金貸付申請書」（様式第1号）

②申請者及び、連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載のないもの）

③在学証明書（養成課程を履修していることが分かる内容が記載）

④学業成績証明書等

※在学する養成施設のもの（新入学生は出身高校のもの）を添付すること

⑤その他市長が必要と認める書類

### 6 貸付者の選考及び決定

募集の締め切り後に、提出された書類審査のほか必要に応じて面接等による審査を行います。選考結果は申請者全員に貸付の可否を通知します。

### 7 貸付け方法

修学資金は指定された口座へ年2回振り込みます。

## 8 貸付決定後の届出

修学資金の貸付けの決定を受けた方及び修学資金の貸付けを受け終わった方は、次の要件に該当するときは市幼児教育課へ届出が必要になります。

- ①氏名又は住所を変更したとき。
- ②養成施設を休学し、復学し、留年し、又は退学したとき。
- ③心身の故障のため卒業する見込みがなくなったとき。
- ④養成施設において、停学の処分を受け、又は当該処分が解かれたとき。
- ⑤修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- ⑥市内の認定こども園等において、保育に従事しなくなったとき。
- ⑦連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- ⑧連帯保証人が死亡したとき。
- ⑨連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- ⑩連帯保証人を変更しようとするとき。

## 9 貸付の取消、停止

次の要件に該当するときは修学資金の貸付けの決定を取り消します。

- ①養成施設を退学したとき。【取消】
- ②心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなったとき。【取消】
- ③修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。【取消】
- ④死亡したとき。【取消】
- ⑤休学、または停学の処分を受けたとき。(休学した日または停学処分を受けた月の翌月分から復学した月の修学資金の貸付はおこなわない)【停止】

## 10 借用証書

修学資金の貸付けを受け終わった方又は、修学資金の貸付決定の取り消しをされた方は、下記の書類を市幼児教育課へ提出してください。

●提出する書類

- ①「恵那市保育教諭修学資金借用証書（様式第3号）」

## 11 修学資金の返還

次の要件に該当したときは、修学資金の返還をする必要があります。貸付期間の2倍の期間内の返還となります。

- ①養成施設を退学したとき。
- ②養成施設を卒業してから直ちに、規定に定める市内の認定こども園や幼稚園、保育園、小規模保育事業所において、保育教諭等の業務に従事しなかった場合。  
※上記の規定により修学資金の返還が生じたときは、速やかに「恵那市保育教諭修学資金返還計画書」を提出してください。(様式第4号)  
※修学資金返還計画書に変更があるときは「恵那市保育教諭修学資金返還方法変更承認申請書」を提出してください。(様式第5号)

## 12 返還の猶予

次の要件に該当したときは、修学資金の返還を猶予します。

- ①養成施設を卒業後、直ちに規則に定める市内の認定こども園等に就業し、保育に従事しているとき。
- ②修学資金の貸付決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

③災害、疾病その他のやむを得ない事由があるとき。

※上記の規定により修学資金の返還猶予を受けようとするときは、「恵那市保育教諭修学資金返還猶予申請書」を提出してください。

### 13 返還免除

次の要件に該当すると認められる場合、貸与した貸付金の返還を全額又は一部免除します。

- ①借受人が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能となった場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合
- ②幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得後、直ちに規則に定める市内の認定こども園や幼稚園、保育園、小規模保育事業所において、5年間継続して保育士業務に従事した場合（全額）
- ③5年間認定こども園等で勤務を継続することが困難になった場合（勤務をした年数（1年未満は切り捨て）に144,000円を乗じた額）

#### ※返還免除申請

借受人は、返還債務の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、「恵那市保育教諭修学資金返還免除申請書」（様式第8号）を提出してください。

### 14 他の修学資金等との重複

他の貸付制度等（恵那市奨学資金貸付制度、岐阜県保育士修学資金貸付制度）と併せて利用できますが、他市町村の保育所等への就業や他の職業になることが義務付けてある貸付制度等との併用はできません。

### 15 提出先・問い合わせ先

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

恵那市教育委員会事務局 幼児教育課保育教諭修学資金貸付担当あて

(TEL) 0573-26-2111 (内線 435)

(FAX) 0573-26-2155